

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市福祉有償運送運営協議会		
開催日時	令和5(2023)年2月27日(月) 午後1時30分から午後2時15分まで		
開催場所	みよし市役所1階 101会議室		
出席者	伊豆原 浩二(特定非営利活動法人ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク) 山口直毅(愛知つばめ交通株式会社) 大塚信義(愛知つばめ交通株式会社) 竹中暢康(国土交通省中部運輸局愛知運輸支局) 久野文仁(みよし市民生児童委員協議会) 松崎俊司(いきいきクラブみよし連合会) 前澤晏(みよし市身体障害者福祉協議会) 野下浩平(豊田ハンディキャブの会) 深津栄子(みよし市) 【事務局】 岡田次長、橋本副主幹、福井主任主査		
次回開催予定日	令和7(2025)年2月頃		
問合せ先	福祉部福祉課 福井 電話 0561-32-8010(直通) メール fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

事務局	<p>本日は大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまよりみよし市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>この協議会は、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条の規定により、公開されておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。なお、本日傍聴者は、ありません。</p> <p>ここで、岡田福祉部次長よりごあいさつ申し上げます。</p>
岡福祉部次長	<p>本日は御多忙の中、みよし市福祉有償運送運営協議会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。</p> <p>また、日頃から本市の福祉行政に多大なる御理解と御協力を賜り、心からお礼を申し上げます。</p> <p>福祉有償運送は、NPO法人の行う有償の移動手段であります。本市でも障がい者や高齢者のニーズが増加し、移動支援のニーズも年々高まっております。障がい者の方には、さんさんバスやタクシーの利用助成を行っています。今後は高齢者の方にも同様のサービスを実施していく予定です。生活介護等のサービス事業を受けられている方については福祉有償運送は必要なサービスであると認識しております。本日は2つの法人の更新登録について御協議いただきます。</p> <p>出席者の皆さまには、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、協議会冒頭のあいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、本来であれば、各委員の皆さまよりご挨拶を頂戴したいところではありますが、時間の都合上、お手元の委員名簿と座席表にてご紹介にかえさせていただきます。</p> <p>本協議会の事務局は、福祉部福祉課において対応させていただきます。それでは、みよし市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第1項に基づき、協議会を進行する座長を選出したいと思います。</p> <p>事務局からの御提案として、ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク理事長伊豆原浩二様を推薦させていただきますのでいかがでしょうか。</p> <p>－ 異議なし －</p> <p>異議なしということですので、座長を伊豆原様をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議題に移らせていただきます。伊豆原座長、よろしく申し上げます。</p>

議題

(1) 福祉有償運送の概要について

伊豆原座長	それでは、議題(1)福祉有償運送の概要について、事務局より説明をお願いします。
-------	---

事務局	事務局説明
伊豆原座長	私の方から補足しますと原則事業で運送を実施する場合は緑ナンバーで行う必要がありますが、特例に当てはまる時は白ナンバーでお金をもらって運送してもいいという制度の一つです。白ナンバーで運送する場合の条件がP3の登録に必要な主な要件になります。 ただ今の説明の件につきまして、何か御意見等ございましたら、挙手のうえ発言をお願いします。 － 質疑なし －

(2) みよし市における福祉有償運送の必要性について

伊豆原座長	続きまして、議題(2)みよし市における福祉有償運送の必要性について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局説明
伊豆原座長	ただ今の説明の件につきまして、何か御意見等ございますか。
伊豆原座長	会員登録の方が3人ということですが、障がいを持っている制度対象者は2,365人とのことでした。制度があることは周知されているのでしょうか。
事務局	毎年福祉総合ガイドブックを作成し、手帳新規受け渡し時に案内をしています。
伊豆原座長	新規の人のみの案内ですよ。いかに該当者に説明をして理解してもらうか。福祉有償運送の必要性があるなら新規の人のみでなく全対象者に知ってもらう必要があるのではないかと。障がいがある人に、いろいろな形でサポートがあることが伝わらないといけない。市が対象者へのメッセージを出したという実績が必要です。バス等の公共交通はそこに行かないと乗れないですが、福祉有償運送は家から利用できるのも使いやすいけど少し高いという料金。道路交通法でこういったしくみを作っています。会員数が3人であれば本当に必要なのかという話になってしまいます。
前澤氏	さんさんバスの助成制度も知りませんでした。自分が知って周囲に広めた覚えがあります。福祉センターの前にもバス停を作してほしい。
伊豆原座長	さんさんバスは私がやっている別の会議で検討します。 さんさんバスとは違い金額が少し高いですが、制度をしってもらえればバス停等ではなく家の前から乗れるので少し金額が高くて使ってもいいと思う方もいるかもしれません。
岡田次長	周知については、扶助費の現況手続き時に皆様に周知していきたいと思えます。今まではやれていませんでしたが、まずは皆様に知っていただけるよう周知方法を検討します。
竹中氏	他市だと会員は、事業所施設の利用者のみを対象とする市もありますがそういう制限はありますか。
岡田次長	制限はありません。
竹中氏	資料P9(2)社会福祉協議会の福祉車両貸出実績は車両だけですか。それとも運転手も含みますか。
岡田次長	車両のみです。
野下氏	資料P8名鉄東部交通の福祉車両が0台となっていますが、所持していると思えます。
事務局	調査表の書式の問題だと思いますので検討します。
野下氏	6割以上が福祉車両のはずです。

	P7（3）の説明で障がい者及び高齢者の8割強が週に1日以上外出、障がい者と高齢者ともにそのうちの5割強が人の手を借りて外出しているとのことでしたが、数値は資料のどこにありますか。
事務局	同ページ（1）（2）の週1回以上は外出しているの数値が88%と86.4%、同じく（1）（2）の外出の方法をそれぞれ合計した数値が54.3%と57.7%ですのでこの数値になります。
野下氏	資料P6で利用しうる人が増えているとの説明。移動に困っている等の声は福祉課に届いていますか。
事務局	福祉課にはありません。直接関わっている相談員に話があれば福祉課に伝えてもらっています。
野下氏	家からバス停まで等距離が短いと事業所は人件費も賄えないのではないか。2分の1から上げることは事業所としてどうお考えですか。
山口氏	一般的なルールを崩すのは議論が必要で一概に賛成とは言えない部分もあります。
野下氏	豊田市では距離が近いところは福祉有償運送の料金は2分の1を超えてもという議論をしています。みよし市も今後、福祉有償運送は2キロ以内を300円にしないといけないのかという議論をしないといけないのかと。タクシー会社としては事業としてはできない金額だと思います。現在もNPO法人としては人件費や点検費用すら賄えていない。制度では、必要がある場合はおおむね2分の1をこえることもできるという中で必要がある時は議論をすべき。協議会を書面やオンラインでもいいので複数回実施することも考えられます。今後制度を周知し、家からバス停等の区間を使用する等が増えていくとNPO法人としては、運送対価がタクシー代金の2分の1以下だと苦しくなってくることもあります。タクシー事業者が厳しいという金額で福祉有償運送はやっているのでも福祉を軽視しているのかと映ります。そういった話合いができたらと思います。
伊豆原座長	福祉有償運送とそれ以外の輸送をどう折り合えるか。議論の場は必要だと思います。皆でみよし市の公共交通について協議する場として地域公共交通会議があり、さんさんバスの100円ルールもここで協議しています。民間運賃の話と公共交通の話も協議するしくみがあります。さんさんバスは当初から今まで100円というルールを決めてやっています。2025年問題もあり、後期高齢者医療の自己負担額も増えており、状況に応じて制度を変えていく必要はあると思います。公共交通会議の担当になる都市計画課とも事務局は話しをしてもらえたらと思います。
久野氏	利用者の代表として出席しています。私の認識としてこの会はいろいろな議題を協議していく認識はなく、申請の協議のためという認識でした。出席者全員がその認識をもって出席をしたほうがいいと思います。
伊豆原座長	この協議会は申請の協議だけでなく料金や必要性についても議論できますし、年に何回開催してもいいです。公共交通会議では空白地域有償運送等白ナンバーで輸送を行う事業についても協議を実施しており、福祉有償運送だけがこの協議会となっています。過疎地有償運送等特例による制度もあります。今後地域公共交通会議と整理し議論していくことがいいと思います。ご意見が他にないようですので、こ

	こで一旦事務局にお返しします。
事務局	合意が必要な事項2点（必要性、運送の区域はみよし市）について、運営協議会として合意することでよろしいでしょうか。
	異議なし
事務局	運営協議会として合意とさせていただきます。

（3）福祉有償運送更新登録申請の協議について

伊豆原座長	続きまして、議題（3）福祉有償運送更新登録申請の協議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局説明
伊豆原座長	ただ今の説明の件につきまして、何か御意見等ございますか。
竹中氏	P13⑤の区分設定について、みよし市と豊田市の区域にいずれかの区域に該当する会員がいることが必要になりますが、いるということではいいですか。また、つえの里については、みよし市の会員数が0人ですが、豊田市にいますので申請を行うということですか。
事務局	そのとおりです。
竹中氏	つえの里の会員0人になりましたが、みよし市で引き続き移動困難者がいるという理由で申請しているという認識でいいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
竹中氏	運送の対価は変更なしとのことですが、先週タクシー運賃改定しております。それに伴い福祉有償運送も変更可能ですがまた協議会で合意すれば変更可能ですので紹介させていただきます。
伊豆原座長	その都度必要な時にこの協議会を開催するということです。
野下氏	P15運送の対価について、2団体で表現が異なりますが同じことということでよろしいですね。
事務局	そのとおりです。
伊豆原座長	ご意見もないようですので、一旦事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございました。 更新登録申請を行う各NPO法人の旅客から収受する対価については、運営協議会での合意が必要な事項になっています。また、運送しようとする旅客の範囲、その他の事項は確認事項として議題（3）で確認していただきました。合意の確認をとりたいと思いますので、事業所の方は退席をお願いします。
	事業所代表者退席
事務局	ご確認、ご協議いただきました「視覚障害者センターつえの里」と「はなかが」が実施する福祉有償運送更新登録について、運営協議会として合意としてよろしいでしょうか。
	異議なし
事務局	運営協議会として合意とさせていただき、協議が調いました。事業所の方に戻っていただきます。
	事業所代表者入室
伊豆原座長	議題すべてにおいて合意しましたので、座長の職を修了し、この後は事務局にお願いしたいと思います。
事務局	ご協議ありがとうございました。協議が調いましたので、各法人様には「協議が調ったことを証する書類」を送付させていただきます。

	<p>このまま、「3その他について」に移らせていただきます。今後の協議会です。本日いろいろな意見がありましたが、令和6年度に「豊田ハンディキャブの会」の有効期限が満了になりますので、更新のための協議会として開催する予定です。その節はよろしく願いいたします。本日は、慎重なご協議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、みよし市福祉有償運送協議会を修了いたします。本日は、ありがとうございました。</p>
--	---